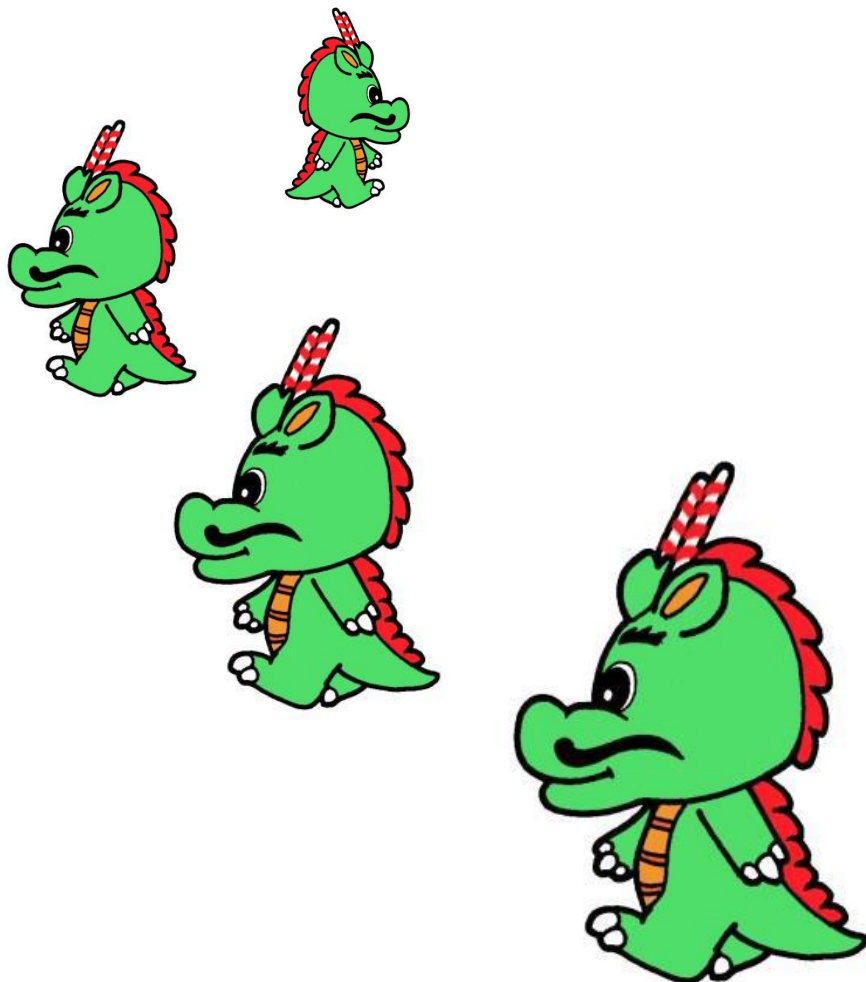


## 第2章

### 計画策定の背景



# 1 これまでの経緯

## (1) 国際的な動き

### ◇国連憲章採択から国連婦人の10年まで

国際連合（以下「国連」という。）は、1945年に「国連憲章」を、1948年には「世界人権宣言」を採択し、性に基づく差別の禁止を重要な目標のひとつに掲げ、男女平等の達成に向け取り組んできました。

1975年にメキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）では、「平等・発展・平和」を目標に掲げた「世界行動計画」を採択しました。また、翌年の1976年からの10年間を「国連婦人の10年」と定め、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年」中間世界会議（第2回世界女性会議）が開催され、「世界行動計画」の前半期における実施状況の検討と評価を踏まえ、後半期に各国等がとるべき行動に「雇用・健康・教育」を掲げました。

「国連婦人の10年」最終年の1985年には、ナイロビで世界会議（第3回世界女性会議）が開催され、「国連婦人の10年」の成果の検討と評価を行い、各国等が効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（以下「ナイロビ将来戦略」という。）」を採択しました。

### ◇女子差別撤廃条約

1979年には、女性に対する差別を撤廃し男女平等を実現するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約※」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が、国連総会で採択されました。

締約国には、女性差別解消に向けた取組状況の定期的な報告が義務づけられており、女子差別撤廃委員会により国際基準で審査された結果、取組が進んでいない場合、厳しい勧告を受けることとなります。これにより、各国は男女平等に向けた一層の取組が求められることとなりました。

◇ナイロビ将来戦略勧告から国際人口・開発会議まで

国連は、1990年に「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価に伴う「ナイロビ将来戦略勧告」を採択し、1990年代における女性の地位向上のための戦略の実施ペースを速めることを各国等に勧告しました。

◇第4回世界女性会議（北京会議）から第59回国連婦人の地位委員会まで  
1995年には、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、21世紀に向けての女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」は、「女性のエンパワーメント※に関するアジェンダ（予定表）」と位置づけられ、12の重大問題領域（女性と貧困、女性の教育と訓練、女性と健康、女性に対する暴力、女性と武力闘争、女性と経済、権力及び意思決定における女性、女性の地位向上のための制度的な仕組、女性の人権、女性とメディア、女性と環境、女兒）が設定され、各国政府のとるべき行動指針が示されました。

1993年には、ウィーンで開催された世界人権会議で「女性に対する暴力は人権侵害である」と位置づけられ、同年、国連は「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択しました。

さらに、1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※を女性の権利と位置づけた20年間の「行動計画」を採択しました。

2000年には、ニューヨークで、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を検討・評価するための国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、実施の決意を再確認する「政治宣言」と、各国等がとるべき行動等を提言する「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択しました。

北京会議から10年目にあたる2005年に、ニューヨークで開催された第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」では、「北京宣言及び行動綱領」及び女性2000年会議の「成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、女性と女兒の地位向上及びエンパワーメントのための新たな課題や戦略について協議しました。

北京会議から15年目の2010年にニューヨークで開催された第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」では、「北京宣言及び行動綱領」及び「成果文書」の実施状況の評価が主要テーマとされ、「第4回世界女性会議15周年における政治宣言」のほか、「女性・女兒とHIV/AIDS決議」、「女性の経済的地位向上決議」等7つの決議が採択されました。

北京会議から20年目の2015年にニューヨークで開催された第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」では、これまでの取組状況に関する評価・見直しを行ったほか、会合で採択した「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」では、「北京宣言及び行動綱領」の実施の進捗の遅れや不均衡を憂慮し、さらなる具体的な行動をとることを宣言しました。

### 女子差別撤廃委員会、日本政府に女性差別解消のための政策を実施するよう求める勧告

2016年3月7日、女子差別撤廃条約の実施状況を審査する国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対する勧告を含む「最終見解」を公表しました。

前年2015年に成立した「女性活躍推進法」のほか、待遇改善に向けた2014年の「パートタイム労働法」の改正など、前回勧告以降の法的な枠組みの整備は、肯定的に評価されました。

一方、夫婦同姓や再婚禁止期間など民法の規定について改正を求め、「過去の勧告が十分に実行されていない」と厳しく指摘しました。2015年12月に最高裁が合憲とした「夫婦同姓」については、「実際には女性に夫の姓を強制している」と指摘し改正を求め、最高裁の「6か月の再婚禁止期間について100日を超える部分を違憲とする」判断についても、「女性に対してだけ、特定の期間の再婚を禁じている」として、なお改善を求めました。

また妊娠・出産に関わるハラスメント(マタハラ)を含む雇用差別や職場でのセクハラを禁じ、防止する法的措置を整えるよう求め、国会議員や企業の管理職など、指導的な地位を占める女性を20年までに30%以上にすることも求めました。

慰安婦問題については、被害者への補償や加害者の訴追など、前回の勧告を繰り返した上で、「日本政府が被害者の権利を認識し、完全に効果的な癒やしと償いを適切な形で提供すること」などを求めました。

## (2) 国の動き

### ◇「国内行動計画」から「新国内行動計画」第一次改定まで

国においては、1975年の「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、昭和50年（1975年）に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52年（1977年）に「世界行動計画」等を踏まえた「国内行動計画」を策定しました。

また、昭和55年（1980年）に署名した「女子差別撤廃条約」の昭和60年（1985年）の批准に向けて、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律※（以下「男女雇用機会均等法」という。）」の制定等、法や制度の整備が図られました。

昭和62年（1987年）には、「ナイロビ将来戦略」を基に「西暦2000年に向けての新国内行動計画（以下「新国内行動計画」という。）」を策定し、さらに平成3年（1991年）には、「新国内行動計画」及び「ナイロビ将来戦略勧告」を踏まえ、「新国内行動計画」の第一次改定を決定し、総合目標の「男女共同参加」を「男女共同参画」に改めました。そして、平成6年（1994年）には、総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置しました。

### ◇「男女共同参画2000年プラン」の策定

平成8年（1996年）には、「北京会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」と、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、基本法の制定が盛り込まれました。

### ◇「男女共同参画社会基本法」の制定及び体制等の整備

平成11年（1999年）には、我が国における男女共同参画社会の形成を促進するため、「男女共同参画社会基本法」を公布・施行するとともに、平成12年（2000年）には、同法に基づく初の計画として「男女共同参画基本計画」を策定し、施策の基本的方向や具体的施策を示しました。

推進体制としては、平成13年（2001年）、中央省庁再編により内閣府に男女共同参画局が設置され、男女共同参画審議会が男女共同参画会議に改組されるなど、男女共同参画を推進するための組織体制の強化が図られました。

法律面においても「男女雇用機会均等法」の大幅改正、「ストーカー行為等の規制等に関する法律※（以下「ストーカー規制法」という。）」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※（以下「DV防止法」という。）」、「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の制定等、整備が図られました。

また、平成17年（2005年）に策定した「男女共同参画基本計画（第2次）」では、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30パーセントにすることを踏まえた施策が明記されました。さらに、平成22年（2010年）に策定した「第3次男女共同参画基本計画」では、弱者支援に関する重点分野等を加えるとともに成果目標を設定するなど取組の強化を図りました。

#### ◇「女性活躍推進法」の制定から

平成27年（2015年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、これにより女性の活躍推進に向けた数値目標や取組内容を盛り込んだ「事業主行動計画」の策定が事業主に義務付けられるとともに、地方公共団体へは「推進計画」の策定が求められることとなりました。

同年、「女性活躍推進法」が色濃く反映された「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる分野における女性の活躍を施策の基本的方向とし、そのために欠かせない男性中心型労働慣行等の変革や、女性の参画拡大に向けた踏み込んだポジティブ・アクション※を、取組の要に位置づけています。

### (3) 埼玉県の動き

#### ◇「第一次行動計画」から「第三次行動計画」の策定まで

埼玉県においても、国の動きに呼応し男女共同参画社会・埼玉の実現に向けて、昭和55年（1980年）には、「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（第一次行動計画）」が、昭和61年（1986年）には、「男女平等社会確立のための埼玉県計画（第二次行動計画）」が、また、平成7年（1995年）には第三次の行動計画となる「2001彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

#### ◇「埼玉県男女共同参画推進条例」の制定以降

平成12年（2000年）には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、この条例に基づく初の基本計画として、平成14年（2002年）に、平成22年（2010年）までを計画期間とした「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定し、「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」を開設しました。

平成18年（2006年）には、「DV防止法」の改正を踏まえ「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

平成24年（2012年）には、社会経済情勢の変化や国の第3次男女共同参画基本計画などを踏まえ、平成28年（2016年）度を目標年度とした「埼玉県男女共同参画基本計画」を新たに策定しました。

さらに、平成24年（2012年）には、働く女性の支援と女性の活躍による経済の活性化を図るために「ウーマノミクス課」を設置し、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」を立ち上げました。

#### (4) 鶴ヶ島市の動き

##### ◇男女共同参画への取組

市では、平成9年（1997年）、男女共同参画社会の実現をめざした「つるがしま男女共同参画プラン」を策定し、政策・方針決定への女性の参画促進や、男女がともに働くことへの条件整備に取り組むとともに、女性情報紙の発行、男女共生フォーラムの開催等により、男女共同参画の総合的な推進を図ってきました。

さらに取組を計画的に進めるため、平成14年（2002年）には「つるがしま男女共同参画プラン（第2次）」を、平成19年（2007年）には「つるがしま男女共同参画プラン（第3次）」を策定しました。

平成22年（2010年）には「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて基本理念を掲げるとともに、男女共同参画の担い手となる市、市民、事業者、教育に携わる者の責務を明らかにし、施策の基本的事項を定めました。この条例の施行に伴い、「鶴ヶ島市女性センター条例」を改正し、女性センターを市の男女共同参画を推進する拠点施設として位置づけるとともに、「鶴ヶ島市女性センター運営委員会」を廃止し、男女共同参画の推進に関する重要事項及び女性センターの運営に関する基本的事項を調査、審議する機関として、「鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会」を設置しました。

平成24年（2012年）度からは、それまでの社会情勢の変化やそれに伴う課題を反映させた「つるがしま男女共同参画推進プラン（第4次）」に基づき、市の男女共同参画の施策推進に取り組みました。

また、平成26年（2014年）度からは、国の交付金等を活用し、経済的自立に重点を置いて女性活躍推進に取り組んでいます。

なお、男女共同参画社会の実現をめざして実施してきたイベント「男女共生フォーラム」は、平成15年（2003年）度から「ハーモニーふれあいウィーク※」に改変し、市内・市外の関係団体、個人、女性センター利用団体との協働により、男女共同参画の推進をより明確にした意識啓発に取り組んでいます。



#### ◇DV被害者の支援体制の整備

市では、平成元年から女性センターに「女性のための相談室」を設置し、女性を取り巻く問題に関する各種相談事業を行ってきました。

平成20年（2008年）には、「鶴ヶ島市要保護児童対策及び配偶者からの暴力被害者保護対策地域協議会※（平成22年（2010年）に「鶴ヶ島市要保護児童等対策地域協議会」に名称変更）」を設置し、関係機関のネットワーク化により、DV被害者の支援体制の整備と充実を図りました。

また、平成23年（2011年）度に策定した「つるがしま男女共同参画推進プラン（第4次）」では、基本目標Ⅱを「性別に起因する暴力等の防止と支援体制の充実」とし、目標を達成するため施策と取組を「鶴ヶ島市DV対策基本計画」と位置づけ、DV被害者の安全確保と自立支援に取り組んできました。

※関連年表は、資料として99ページ以降に掲載しています。

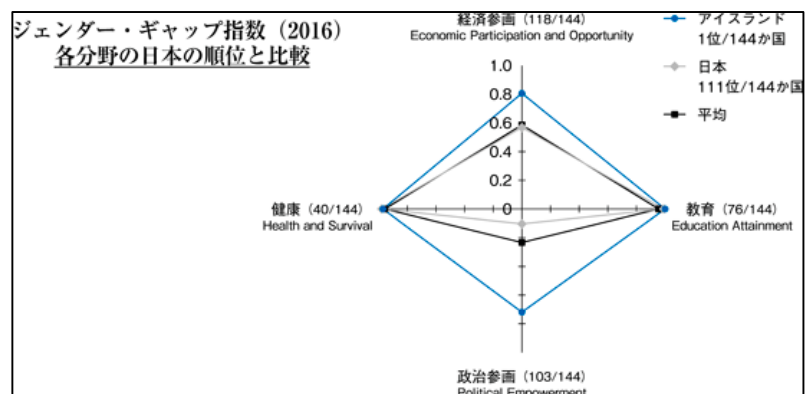
## 2 男女共同参画の現状と課題

「つるがしま男女共同参画推進プラン（第4次）」では、「男女共同参画の意識づくり」、「性別に起因する暴力等の防止と支援体制の充実」、「ワーク・ライフ・バランスの意識づくり」、「男女共同参画を推進する体制づくり」の4つの基本目標を掲げ、その達成に向けて取組を行ってきました。

その間、各種法整備が進んだこともあり、社会の意識も少しずつ変化していますが、世界経済フォーラムが発表した平成28年（2016年）の各国の男女間格差のランクづけで、日本は144か国中111位とかなり低いところに位置しています。5年前と比較しても、政治・経済分野における男女の参画格差は解消に向かっていません。

| 順位         | 国名        | 値            |
|------------|-----------|--------------|
| 1          | アイスランド    | 0.874        |
| 2          | フィンランド    | 0.845        |
| 3          | ノルウェー     | 0.842        |
| 4          | スウェーデン    | 0.815        |
| 5          | ルワンダ      | 0.800        |
| 6          | アイルランド    | 0.797        |
| 7          | フィリピン     | 0.786        |
| 8          | スロベニア     | 0.786        |
| 9          | ニュージーランド  | 0.781        |
| 10         | ニカラグア     | 0.780        |
| 13         | ドイツ       | 0.766        |
| 17         | フランス      | 0.755        |
| 20         | 英国        | 0.752        |
| 35         | カナダ       | 0.731        |
| 45         | アメリカ      | 0.722        |
| 50         | イタリア      | 0.719        |
| 75         | ロシア       | 0.691        |
| 99         | 中国        | 0.676        |
| <b>111</b> | <b>日本</b> | <b>0.660</b> |
| 116        | 韓国        | 0.649        |

今後は、経済のグローバル化に伴う労働市場の規制緩和や少子高齢化の進展等に伴い浮上した新たな課題への対応も踏まえ、引き続き課題解決に向けて取り組む必要があります。

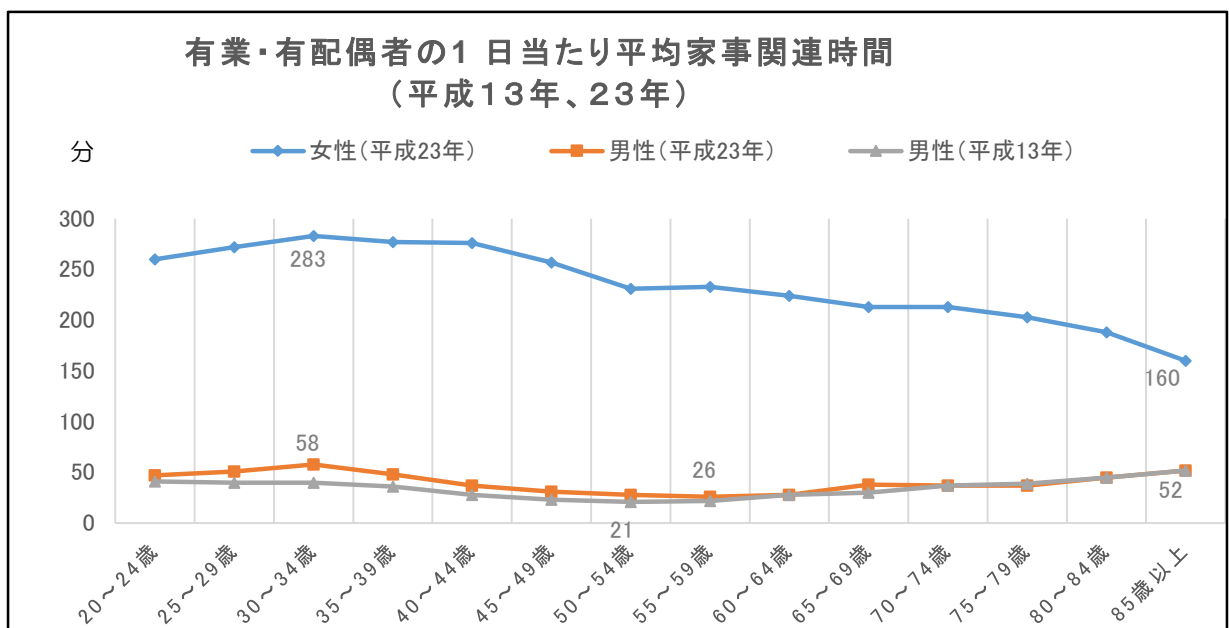


資料：「共同参画」2017年1月号（内閣府）

### (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消

内閣府の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（性別役割分担意識）に反対する割合は、長期的には増加傾向にありますが、平成14年（2002年）の調査からは賛成と反対がほぼ半々で推移しています。

総務省の「社会生活基本調査」を基に作成されたグラフからは、平成13年から平成23年にかけて有業者で有配偶の男性の家事関連時間は、多少の増加はみられるものの、女性との差は依然として大きいことが確認できます。



資料：平成25年版男女共同参画白書（内閣府）

鶴ヶ島市が平成27年（2015年）度を実施した「女性が働くことに関する意識・実態調査※」からも、共働き家庭が増えているにもかかわらず、いまだに家事や育児など家庭責任の多くを女性が担っている実態が確認されました。

災害による避難所生活においては、災害で増大したケア責任が女性に集中するなど、性別による役割分担から女性への負担が増すことが報告されています。

平成28年（2016年）に発生した熊本地震による避難所運営においても、東日本大震災で得られた「男女共同参画の視点を入れた避難所の運営」の教訓が十分に活かされていないとの批判がありました。

高度経済成長期を通じて形成された性別による固定的な役割分担意識は、「男女が自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かな社会の実現」を阻む要因となっています。性別による固定的な役割分担意識を解消するためには、男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しを、行政や教育現場はもとより、市民や事業者に向けて促して行くことが重要です。

## (2) 女性が活躍するための環境整備

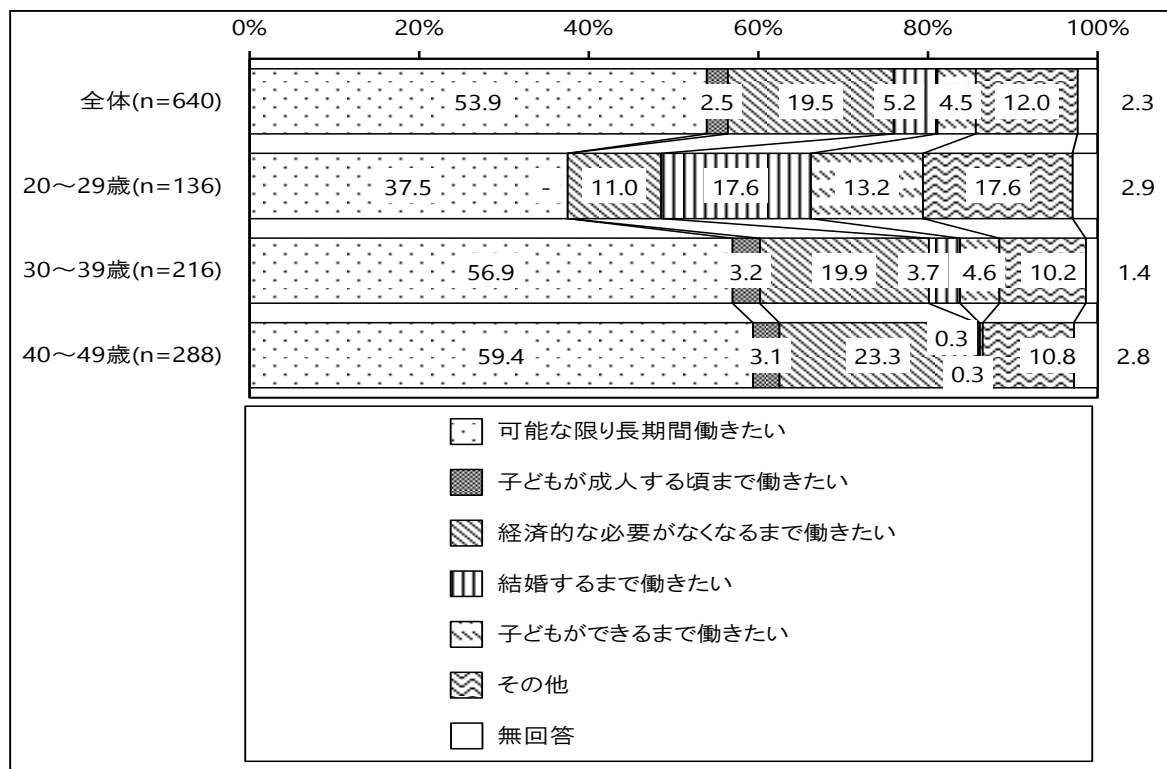
人口減少が進む日本では、経済成長の要としての女性の活躍が期待されています。平成27年(2015年)8月には「女性活躍推進法」が成立し、同年12月に策定した国の「第4次男女共同参画基本計画」では「あらゆる分野における女性の活躍」が、強調される視点として位置づけられています。

鶴ヶ島市が平成27年(2015年)度を実施した「女性が働くことに関する意識・実態調査」では、「職場では女性という理由で与えられる仕事に限られている」ことや、「重要な役職に就きにくい」、「男女の賃金に格差がある」、「女性が働き続けられるための制度はあっても利用しにくい」などの意見が寄せられました。こうした声は、性別による固定的な役割分担意識が解消されていないことに加え、これまでの男性中心型の働き方である長時間労働の見直しが進んでいないことなど、職場において女性が活躍できる環境が十分に整っていないことを表しています。

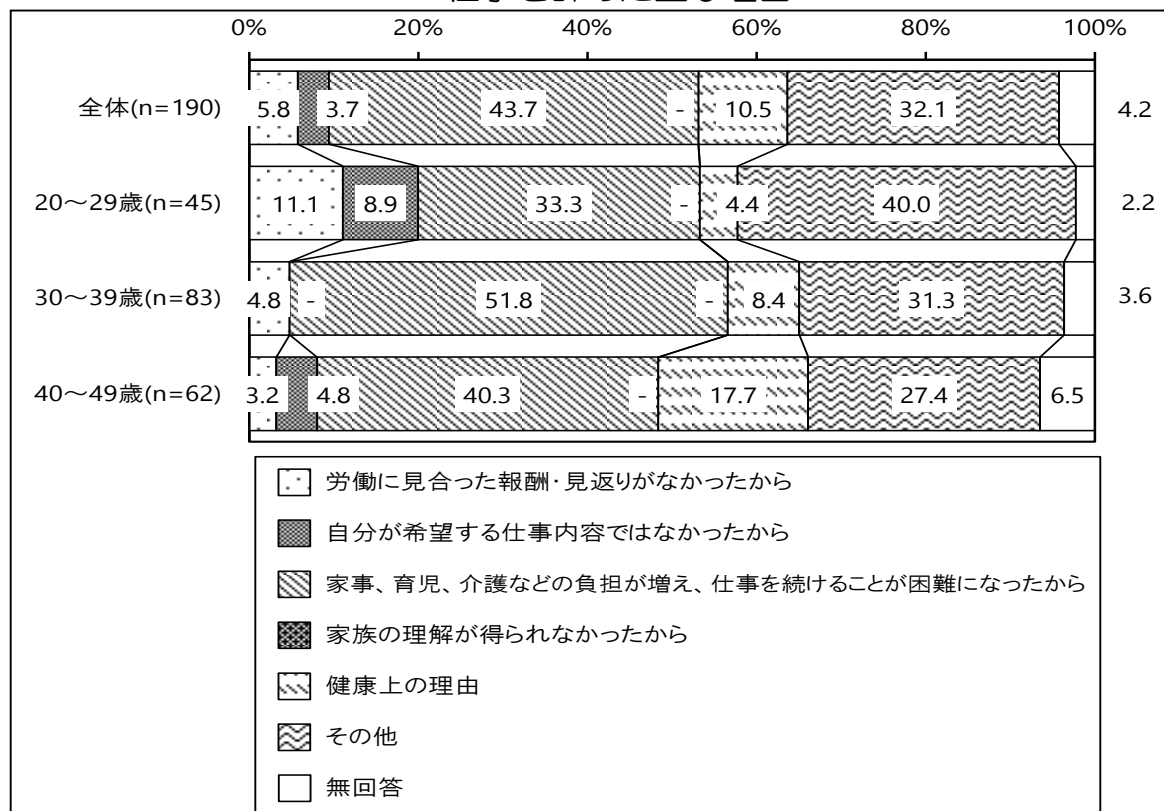
さらに平成28年4月1日現在の鶴ヶ島市における審議会等に占める女性の割合は27.4パーセント、主幹級以上の管理職に占める女性の割合は16.1パーセントで、いずれも「つるがしま男女共同参画推進プラン(第4次)」で掲げた目標に届いていません。

このような状況を変えるためには、女性に対するキャリア・アップや起業・就業支援も必要ですが、誰もが性別にかかわらず活躍できる環境に変えていくことが必要であり、企業と連携したワーク・ライフ・バランスの推進や、社会全体で女性の活躍を応援していく意識の醸成に取り組むことが重要です。

### 現在の仕事をいつまで続けたいか



### 仕事を辞めた主な理由



資料：女性が働くことに関する意識・実態調査報告書（平成27年9月 鶴ヶ島市）

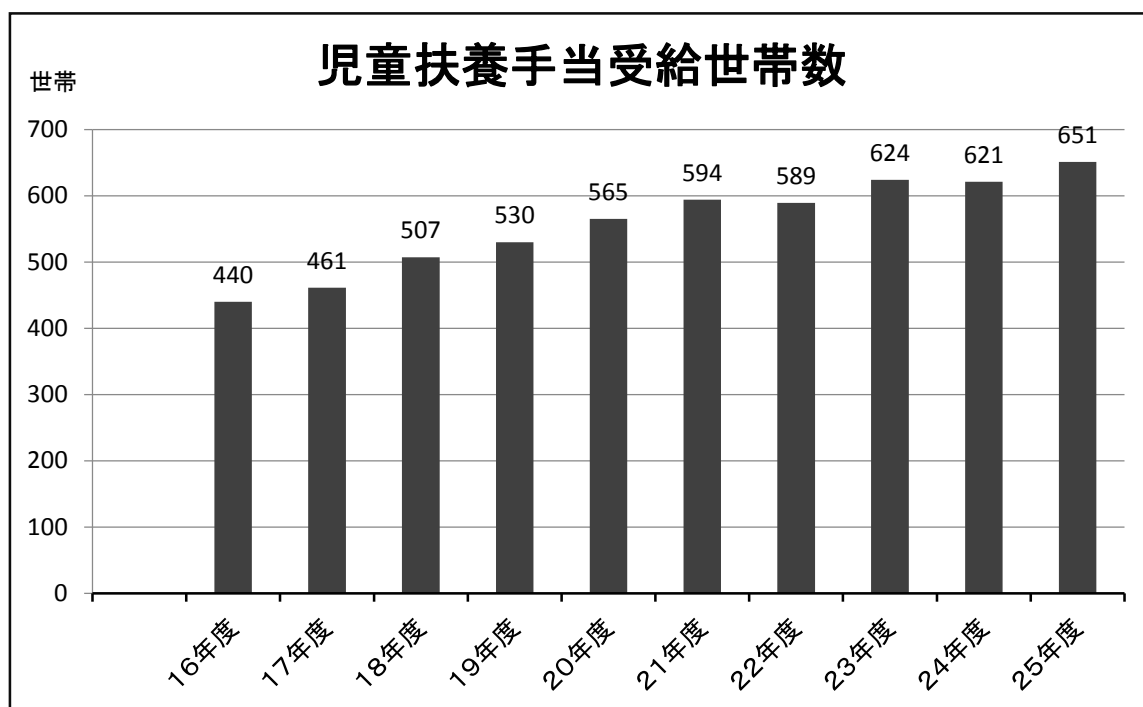
### （３）貧困の拡大への対応

非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加する中で、厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査結果の概況」では、平成24年（2012年）には子どもの6人に1人が貧困状況にあることが確認されました。若年層を中心に被害者が増加しているブラック企業\*やブラックバイト\*も、近年社会問題化しています。

OECD（経済協力開発機構）の調査では、日本の相対的貧困率は昭和60年（1985年）以降増加傾向にあり、平成24年（2012年）には16.1パーセントに達しました。厚生労働省の「平成23年度全国母子世帯等調査」によると母子世帯の8割以上が就業していますが、その平均の年間収入は「平成23年国民生活基礎調査」による児童のいる世帯平均所得の半分にも及びません。また、女性単身勤労者の収入は、全年齢階級で男性よりも低く、男性より早い40歳代をピークに下降します。

平成27年3月に策定した「鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」では、市のひとり親家庭の中で児童扶養手当を受給している世帯は、子どもの数は減っているにもかかわらず、平成16年から平成25年までの10年の間に増加の一途をたどり、この10年間で211世帯増加し、約1.5倍になっています。

こうした状況を変えていくには、貧困による生活上の困難に対応する支援のほか、貧困の世代間連鎖を断ち切るための教育支援、女性も男性も長期的な展望に立って安心して働ける雇用環境の整備を促進することが重要です。



資料：鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）

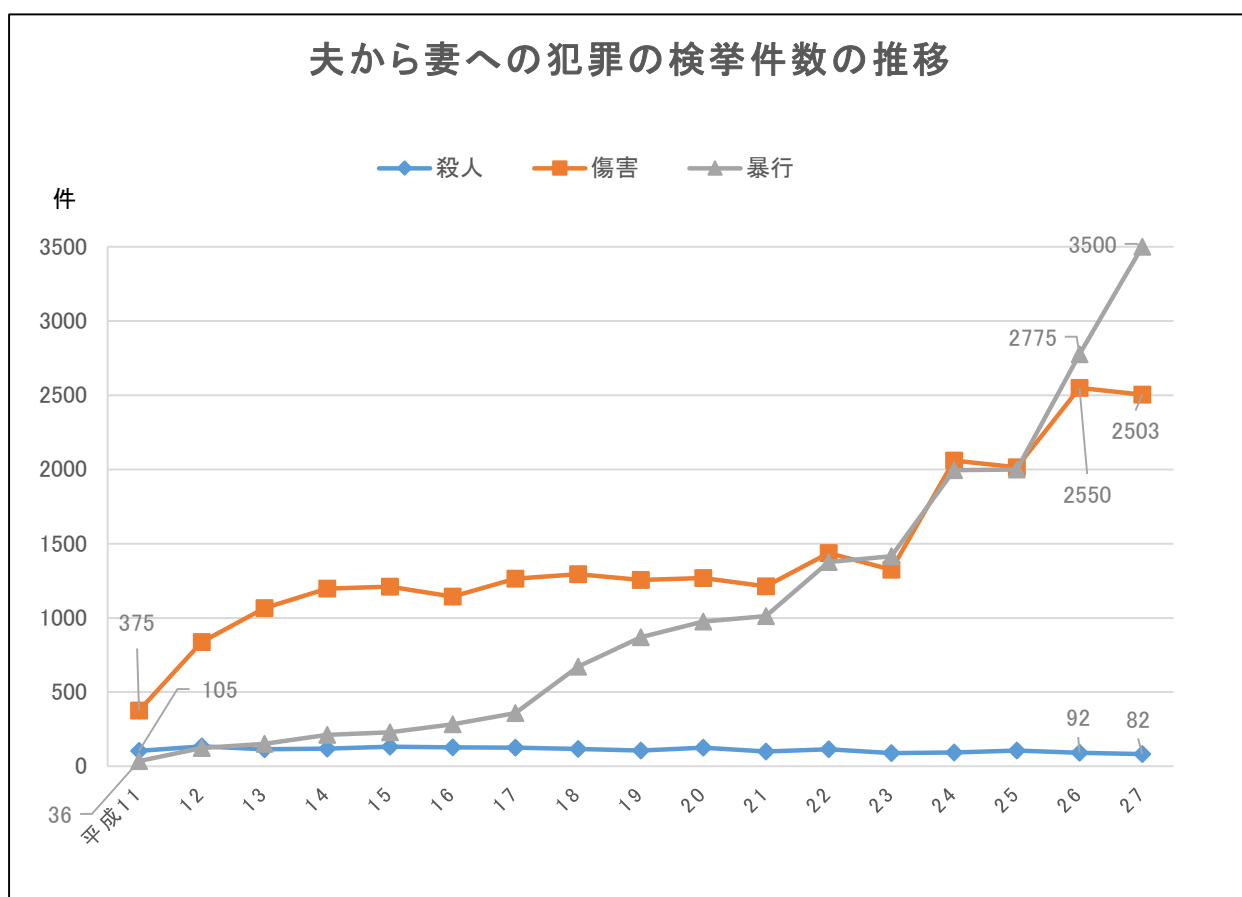
#### （４）性別に起因する暴力の防止と支援体制の充実

警察庁の「平成27年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」によると、平成27年（2015年）の配偶者からの暴力事案等の相談等件数、検挙件数は、「DV防止法」施行後いずれも最多となっています。また、同相談等件数のうち88.0パーセントは女性が被害者の相談となっています。

本市の「女性のための相談室」の平成27年（2015年）度における相談状況は、ドメスティック・バイオレンスに関する相談が、総相談件数193件のうち、これまで最多の97件で、相談の半数以上（50.3パーセント）の割合を占めています。

このことは、親密な男女間で起こる暴力がドメスティック・バイオレンスであることが認知されてきた結果と捉えることもできますが、ドメスティック・バイオレンスが許されざる犯罪行為であり、決してあってはならないという意識をさらに浸透させ、未然に防止するための取組に力を入れる必要があることを示しています。

また、被害者の利便性の向上及び安全確保と自立に向けた支援強化のために、市の配偶者暴力相談支援センター※の本計画期間内の設置に向けて、早急に体制を整備する必要があります。



資料：平成28年版男女共同参画白書（内閣府）